

佐賀県告示第 39 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成 25 年 2 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市北波多大杉字大山口 1182 番 20、1182 番 21、1182 番 24 から 1182 番 26 まで、北波多志気字吉田 2054 番 21、字上三ツ木 3835 番 17、字小峠 3842 番 1、3842 番 2、3850 番 1、3850 番 11

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

唐津市北波多稗田字榎山 2546 番 1、2546 番 5、2546 番 11 から 2546 番 14 まで、2554 番 2、2555 番から 2557 番まで、2558 番 1、2559 番、2564 番、字家石 2017 番 1、2017 番 4 から 2017 番 6 まで、2019 番、2020 番 1 から 2020 番 3 まで、2021 番 1、2021 番 4、字丸尾 3371 番 104、3371 番

308、3371 番 316、3371 番 320 から 3371 番 323 まで、北波多山彦字山彦 2064 番 17、2065 番 2、2065 番 3、2065 番 5、2065 番 7 から 2065 番 24 まで、2065 番 26、2083 番、2084 番、2104 番、2106 番、字座主 2248 番、2250 番、2251 番 1 から 2251 番 6 まで、2253 番、字桑原 1880 番、1887 番 2、1889 番 1、1890 番、1891 番 1、1894 番、北波多成淵字神山尻 2627 番 14、2627 番 17、2627 番 49、2627 番 50、2632 番、北波多岸山字寺の谷 461 番 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市北波多稗田字家石 2017 番 1、2017 番 4 から 2017 番 6 まで、2019 番、2020 番 1 から 2020 番 3 まで、2021 番 1、2021 番 4、北波多山彦字桑原 1894 番（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。）